

日本政策金融公庫だけでなく民間金融機関でも！

実質無利子融資

<実質無利子融資について>

新型コロナウイルス感染症の影響により、業況悪化を来している中小企業・小規模事業者・個人事業主（事業性のあるフリーランスを含む）等の資金繰り支援を継続実施するため、日本政策金融公庫だけでなく民間金融機関でも実質無利息融資が始まりました。

日本政策金融公庫

- 適用対象：日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付等により借入を行った事業者のうち、以下の要件を満たす方

	小規模事業者	中小企業事業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

- 補給上限：中小事業・危機対応 **2億円**、国民事業 **4千万円**、当初3年間（利子補給上限は、新規融資と既往債務借換との合計金額）
- 小規模要件：製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

民間金融機関

- 対象要件：新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者（セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた事業者が対象）

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 （事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ）	保証料・金利ゼロ	
小・中規模事業者 （上記除く）	保証料1/2	保証料・金利ゼロ

- 融資上限：**4千万円**